

安八町告示第144号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年7月10日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月3日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

令和2年7月10日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年7月12日に支出した揖斐川以東用水土地改良区懇親会の会費（5,000円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年2月28日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、令和2年7月13日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、令和元年7月12日に支出した揖斐川以東用水土地改良区懇親会の会費(5,000円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠として追加書類1点を提出したうえで、概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 本件請求に係る公金の支出について、その支出が事実なのか、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、またその結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない。
- (2) 安八町の財政は非常に苦しいにも関わらず、このような懇親会に出席する必要があるのか、また、酒を伴わなければ意見が聞けないのか等、出席する目的や必

要性を明確にすべきある。

- (3) 本件請求に係る公金の支出が、(1)にいう検証ができない場合は事実証明書④、⑤、⑥と同様の取り扱いをするべきである。
- (4) 過去の安八町職員措置請求監査結果通知書別紙に示されている限定的な部分のみを取り上げ、民間企業の例を挙げて行政における監査のあり方について指摘した。

なお、監査対象課（総務課）の陳述は、担当職員が欠席であったため、取り止めとした。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年7月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年4月5日（金）午後4時30分から、「平成31年度 第1回 揖斐川以東用水土地改良区理事会（以下「理事会」という。）」が、安八町役場2階中会議室で開催された。
- (2) (1)の内容は、「①墨俣用水定式工事について、②その他」であった。
- (3) (1)の後、XXXXXXXXXXにて懇親会が開催された。
- (4) 町長が懇親会に出席する目的は、揖斐川以東用水土地改良区（以下「土地改良区」という。）から土地改良区の事業に対する意見や要望等を直接聴取するため、又、土地改良区の事業を推進するためには、土地改良区の事業を適切に推進し、共同の利益を増進することを目的として土地改良区の事業を進めている土地改良区の理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における土地改良区の事業の課題等を説明することであった。
- (5) 町長は、(4)の目的を持って懇親会に出席し、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

(6) 町長は、懇親会の機会を利用して(4)の目的を達成した。

第6 判断に当たったの関係法令等について

1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年2月28日付にて、令和元年4月5日揖斐川以東用水土地改良区懇親会に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関す

る復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜなら、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態におかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に本件の行事に「会費」を支払ったのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、町長が懇親会に出席することについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4)のとおり、町長は懇親会の機会を利用して、当面における土地改良区の事業の課題等を説明し、土地改良区の理事長をはじめとする役員ら(以下「理事長ら」という。)と意見交換等を行っている。

つまり、町長が懇親会に出席することは、行政の衝にあたる者として、理事長らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる理事長らを含む土地改良区の協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、町長として、土地改良区の事業に重要な役割を果たしている理事長らに対し、敬意をもって接するべきものであり、理事長らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として懇親会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が懇親会に出席したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、懇親会の機会を利用して理事長らから町政への意見等を直接聴取すること、又、当面における土地改良区の事業の課題等を説明することは、首長である町長の職務の範囲内であり、行政実例(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき、公務である懇親会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。